

広島県土地開発指導要綱（新旧対照表）

改 正 後	改 正 前
<p>第10 開発行為の廃止等</p> <p>1 開発行為の承認を受けた事業主は、当該開発行為に関する工事を廃止又は中止しようとするときは、その理由を付して所管<u>農林水産事務所長</u>を経由して知事に届け出なければならない。</p>	<p>第10 開発行為の廃止等</p> <p>1 開発行為の承認を受けた事業主は、当該開発行為に関する工事を廃止又は中止しようとするときは、その理由を付して所管<u>地域事務所長</u>を経由して知事に届け出なければならない。</p>